

県内各高等教育機関の長 様

秋田県あきた未来創造部高等教育支援室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染防止対策に係る県外との往来自粛要請の見直し等について(依頼)

県政の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨日、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、首都圏等との往来自粛要請が解除されることとなりました。

つきましては、令和2年9月29日付「新型コロナウイルス感染症対策について」を別添のとおりに送付しますので、貴大学等におかれましても、当該依頼等を踏まえ、感染防止の徹底と学修機会の確保を図るため、次の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

1. 県外との往来について

令和2年10月1日から、都道府県をまたぐ移動については、訪問先の感染状況に注意しながら、首都圏等を含め訪問しても差し支えありませんが、引き続き、感染防止策を徹底するとともに、訪問先では混雑を避け、人と人との間隔を確保するようお願いいたします。

なお、感染拡大防止策については、別添P4に「感染リスクを高めやすい場面とリスク」が掲載されておりますので、参考にしてください。

2. 「あきた新型コロナ受診相談センター」について

新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口である「あきた帰国者・接触者相談センター」の名称が、令和2年10月1日から、「あきた新型コロナ受診相談センター」に変更になりますので、貴学内において周知して下さるようお願いいたします。

3. その他

教職員の勤務については、在宅勤務や時差出勤など人との接触を低減する取組について、引き続き、特段のご配慮をお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は絶対に行わないよう、貴学内にて周知いただくようお願いいたします。

あわせて、「マスクの着用」や「手洗い」など基本的な感染対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ(COCoA)」や県が運用している「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用についてご協力をお願いいたします。

なお、イベント・行事等の開催については、令和2年9月18日付、未来ー424「新型コロナウイルス感染防止対策に係る催物の開催制限等について(依頼)」で依頼しているとおりであり、変更はありませんので念のため申し添えます。

【本件の連絡先】

秋田県あきた未来創造部高等教育支援室
電 話 018-860-1223